## 消費者委員会のポイント

消費者委員会(以下「委員会」という。)は、消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みであり、かつ、消費者庁を含めた関係省庁の消費者行政全般に対して監視機能を有する、独立した第三者機関として、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき置かれる機関である。

## <組織>

- (1)委員会は、内閣府に置かれる(内閣府設置法第37条に基づくいわゆる8条機関)。
- (2)委員会には、委員、臨時委員及び専門委員を置く。
- (3)委員会の委員及び臨時委員は、消費生活に関し優れた識見を有する者から構成される。
- (4)委員は10人以内とし、任期は2年とする。勤務形態は非常勤。
  - (注)与野党合意により、委員は民間から登用。また、委員のうち3名については 常勤的に勤めることが可能になるように人選。附則で2年以内の常勤化につい て検討。
- (5)委員会に事務局を設置。

## < 所掌事務 >

- (1)消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、 自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。
- (2)内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁 護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議する。
- (3)消費者安全法の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるほか、個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。